

第11章 遺体の収容等対策

【予防対策】

基本方針

- 1 死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施体制を構築する

基本方針1 死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施体制を構築する

1 遺体収容所の指定

- 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案(※)等の各段階において、多摩市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
多 摩 市 総 務 部 健 康 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所を事前に指定する。 ○ 遺体収容所の運営等に関する条件整備に努める。

※ 検視・検案

検視とは、検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医(医師)が死亡原因を調べることをいう。

- 詳細な取り組み内容

1 遺体収容所の指定

(1) 下記の条件を満たす施設を事前に指定する。

- 屋内施設
- 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- 検視・検案が実施できる一定の広さを有する施設
- 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

(2) 遺体収容所の確保

- 市内の寺院等や民間施設に遺体収容として協力を得るよう依頼する

2 遺体収容所の運営

(1) 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行

い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 水・通信等のライフライン及び交通手段の確保についても可能な限り考慮する